

旭東保育園ほか41園 給食調理員白衣洗濯業務（単価契約）仕様書

1 業務名

旭東保育園ほか41園 給食調理員白衣洗濯業務（単価契約）

2 業務内容

保育園及び認定こども園の給食調理員の白衣をクリーニング業法第3条第3項の定める衛生基準に従うとともに、調理場着で用するという目的及び性質を考慮のうえ、適切な処理をおこなうこと。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 対象施設及び所在地

旭東保育園ほか41園（別紙参照）

5 年間予定数量

白衣 年間 15,600 枚 以内

※ただし、数量はあくまでも予定であり保障するものではない。

6 クリーニング方法

- (1) 洗濯物の点検（汚れ、傷み、在中品）
- (2) クリーニング
- (3) プレス
- (4) たたみ仕上げにより納品すること

7 集荷回数及び納品期限等

- (1) 各保育園週2回程度とし、係員の検収を受けること。
- (2) 集荷曜日及び日時は各施設と協議の上、決定すること。ただし、特別な場合を除き、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

8 業務報告

毎月の業務完了後、遅滞なく業務報告書（履行場所別・納品日別）を幼保運営課に提出すること。

9 その他

- (1) 本件業務による災害の防止に専念すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、幼保運営課と協議すること。